

MM4 (E)

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書

国際登録に対する事後指定

(共通規則第 24 規則)

重要

1. この事後指定は、名義人により直接又は名義人の締約国官庁を介して国際事務局に提出することができる。
2. 事後指定の保護期間は当該事後指定に関連する国際登録の満了日と同日に満了する。

この表紙は国際事務局へ送付しないこと。

マドリッド制度に関する問い合わせ先：

マドリッドカスタマーサービス
受付時間：月～金、午前9時～午後6時（ジュネーブ時間）
電話番号：**+ 41 22 338 86 86**

問い合わせ／提出用オンラインフォーム：
<http://www.wipo.int/madrid/en/contact/>

郵便物の宛先

Madrid Operations Division
Madrid Registry
Brands and Designs Sector
World Intellectual Property Organization
(WIPO)
34, Chemin des Colombettes
1211 Geneva 20
Switzerland

4

指定締約国

(マドリッド制度の加盟国における手続に関する情報は、次のウェブサイト参照: www.wipo.int/madrid/en/members/ipoffices_info.html)

また、追加情報に関してはインフォメーションノートを参照 www.wipo.int/madrid/en/notices/)

該当するボックスをチェックする:

- | | | | |
|---|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> AF アフガニスタン | <input type="checkbox"/> EE エストニア ⁸ | <input type="checkbox"/> LA ラオス | <input type="checkbox"/> RS セルビア |
| <input type="checkbox"/> AG アンティグア・バーブーダ | <input type="checkbox"/> EG エジプト | <input type="checkbox"/> LI リヒテンシュタイン | <input type="checkbox"/> RU ロシア |
| <input type="checkbox"/> AL アルバニア | <input type="checkbox"/> EM 欧州連合 ¹ | <input type="checkbox"/> LR リベリア | <input type="checkbox"/> RW ルワンダ |
| <input type="checkbox"/> AM アルメニア | <input checked="" type="checkbox"/> ES スペイン | <input type="checkbox"/> LS レソト ² | <input type="checkbox"/> SD スーダン |
| <input type="checkbox"/> AT オーストリア | <input type="checkbox"/> FI フィンランド | <input type="checkbox"/> LT リトアニア | <input type="checkbox"/> SE スウェーデン |
| <input type="checkbox"/> AU オーストラリア | <input type="checkbox"/> FR フランス | <input type="checkbox"/> LV ラトビア | <input type="checkbox"/> SG シンガポール ² |
| <input type="checkbox"/> AZ アゼルバイジャン | <input type="checkbox"/> GB 英国 ² | <input type="checkbox"/> MA モロッコ | <input type="checkbox"/> SI スロベニア |
| <input type="checkbox"/> BA ボスニア・ヘルツェゴビナ | <input type="checkbox"/> GE ジョージア | <input type="checkbox"/> MC モナコ | <input type="checkbox"/> SK スロバキア |
| <input type="checkbox"/> BG ブルガリア | <input type="checkbox"/> GH ガーナ | <input type="checkbox"/> MD モルドバ | <input type="checkbox"/> SL シエラレオネ |
| <input type="checkbox"/> BH バレーン | <input type="checkbox"/> GM ガンビア | <input type="checkbox"/> ME モンテネグロ | <input type="checkbox"/> SM サンマリノ |
| <input type="checkbox"/> BN ブルネイ ² | <input type="checkbox"/> GR ギリシャ | <input type="checkbox"/> MG マダガスカル | <input type="checkbox"/> ST サントメ・プリンシペ |
| <input type="checkbox"/> BQ ボネール島, シントエスタティウス島, サバ島 ^{6,7} | <input type="checkbox"/> HR クロアチア | <input type="checkbox"/> MK マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | <input type="checkbox"/> SX シント・マルテン 島 (オランダ領) ⁶ |
| <input type="checkbox"/> BT ブータン | <input type="checkbox"/> HU ハンガリー | <input type="checkbox"/> MN モンゴル | <input type="checkbox"/> SY シリア |
| <input type="checkbox"/> BW ボツワナ | <input type="checkbox"/> ID インドネシア | <input type="checkbox"/> MX メキシコ | <input type="checkbox"/> SZ エスワティニ |
| <input type="checkbox"/> BX ベネルクス | <input type="checkbox"/> IE アイルランド ² | <input type="checkbox"/> MZ モザンビーク ² | <input type="checkbox"/> TH タイ |
| <input type="checkbox"/> BY ベラルーシ | <input type="checkbox"/> IL イスラエル | <input type="checkbox"/> NA ナミビア ⁸ | <input type="checkbox"/> TJ タジキスタン |
| <input checked="" type="checkbox"/> CH スイス | <input type="checkbox"/> IN インド ^{2,8} | <input type="checkbox"/> NO ノルウェー | <input type="checkbox"/> TM トルクメニスタン |
| <input type="checkbox"/> CN 中国 | <input type="checkbox"/> IR イラン | <input type="checkbox"/> NZ ニュージーランド ² | <input type="checkbox"/> TN チュニジア |
| <input type="checkbox"/> CO コロンビア | <input type="checkbox"/> IS アイスランド | <input type="checkbox"/> OA アフリカ知的所有権機関 (OAPI) ³ | <input type="checkbox"/> TR トルコ ⁸ |
| <input type="checkbox"/> CU キューバ ⁵ | <input type="checkbox"/> IT イタリア | <input type="checkbox"/> OM オマーン | <input type="checkbox"/> UA ウクライナ |
| <input type="checkbox"/> CW キュラソー島 ⁶ | <input type="checkbox"/> JP 日本 ⁵ | <input type="checkbox"/> PH フィリピン ⁸ | <input type="checkbox"/> US 米国 ⁴ |
| <input type="checkbox"/> CY キプロス | <input type="checkbox"/> KE ケニア | <input type="checkbox"/> PL ポーランド | <input type="checkbox"/> UZ ウズベキスタン |
| <input type="checkbox"/> CZ チェコ | <input type="checkbox"/> KG キルギス | <input type="checkbox"/> PT ポルトガル | <input type="checkbox"/> VN ベトナム |
| <input type="checkbox"/> DE ドイツ | <input type="checkbox"/> KH カンボジア | <input type="checkbox"/> RO ルーマニア | <input type="checkbox"/> ZM ザンビア |
| <input type="checkbox"/> DK デンマーク | <input type="checkbox"/> KP 北朝鮮 | | <input type="checkbox"/> ZW ジンバブエ |
| <input type="checkbox"/> DZ アルジェリア | <input type="checkbox"/> KR 韓国 | | |
| | <input type="checkbox"/> KZ カザフスタン | | |

その他の国: _____

- ¹ 欧州連合の指定は、以下の加盟国を含む：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国。
- 欧州連合指定の場合、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に対し第 2 言語の指示を義務づけている。第 2 言語は、下記の 5 つの言語から選択しなければならないが、当該事後指定の言語にかかわらず第 1 欄に示された国際登録の言語は選択できない。例えば、フランス語で出願し、英語で事後指定した場合は、フランス語は第二言語として選択できない (1 つのボックスのみチェック)：
- 英語 仏語 独語 伊語 スペイン語
- 加えて、出願人が、欧州連合の構成国又はそれらの国に関して先行商標登録の優先順位の主張を望む場合、公式様式 MM17 をこの事後指定書に添付して提出しなければならない。
- ² **ブルネイ、インド、アイルランド、レソト、モザンビーク、ニュージーランド、シンガポール又は英国**を指定する事により、出願人はこれらの国において標章を当該事後指定にかかる商標又は役務について同人又は同人の承諾により使用する意思を宣言することとなる。
- ³ アフリカ知的所有権機関 (OAPI) の指定は、以下の加盟国を含む：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。
- ⁴ **米国**を指定国とする場合、米国によって要求される標章を使用する意思の宣言書 (MM18) を当該事後指定書に添付しなければならない。また、第 6 欄(a)も記載しなければならない。
- ⁵ **キューバ及び日本**は共通規則第 34(3)(a)による宣言を行っているため、これら指定締約国に関する**個別手数料は二段階納付制**となっている。よって、**キューバ又は日本**を指定する場合、この事後指定時には個別手数料の第一段階部分のみの支払が必要である。個別手数料の第二段階部分については、これら指定締約国官庁が当該国際登録の標章の保護を認めた場合にのみ支払わなければならない。個別手数料の第二段階部分の支払期限日とその額については、後に国際登録の名義人に通知される。
- ⁶ 以前は旧オランダ領アンティルの一部であった。
- ⁷ ボネール島、シントユースタティウス島、サバ島における保護は、指定によって自動的に与えられる ([Information Notice No. 27/2011 参照](#))。
- ⁸ **エストニア、インド、ナミビア、フィリピン及びトルコ**は、議定書第 14 条(5)にかかる宣言をしている。従って、**エストニア**については 1998 年 11 月 18 日に行われた国際登録に基づいて、**インド**については 2013 年 7 月 8 日に行われた国際登録に基づいて、**ナミビア**については 2004 年 6 月 30 日に行われた国際登録に基づいて、**フィリピン**については 2012 年 7 月 25 日に行われた国際登録に基づいて、**トルコ**については 1999 年 1 月 1 日に行われた国際登録に基づいて、事後指定することはできない。

5 事後指定に関連する商品及び役務 (1 つのみ選択)

(a) この事後指定は、第 4 欄で指定された**全ての**締約国並びに第 1 欄の国際登録に登録された**全ての**商品及び役務についてなされる；又は

(b) この事後指定は、第 4 欄で指定された**全ての**締約国について、連続用紙に記載した商品及び役務についてのみなされる (これらは適切な類にグループ化されていなければならない) ；又は

(c) この事後指定は、連続用紙において明示した締約国について、同連続用紙に記載した商品及び役務についてのみなされる。第 4 欄で指定されたその他の締約国については、この事後指定は第 1 欄の国際登録に登録された**全ての**商品及び役務についてなされる。

Madrid Goods & Services Manager (MGS) ; www.wipo.int/mgs/で、国際事務局によって受け入れ可能な表示を検索できます。これらの表示を使用することにより、商品及び役務の分類に関する欠陥通報及び国際登録の記録の遅延を回避できます。

商品及び役務の表示を明確にするため、一貫性を持ってセミコロン (;) を使用してください、例：
09 Scientific, optical and electronic apparatus and instruments; screens for photoengraving; computers.
35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

フォントは “Courier New” 又は “Times New Roman”、フォントサイズは 12 ポイント以上で記載してください。

6

その他の表示

(これらの表示又は翻訳がすでに国際登録簿に記録されていない場合のみ記載してください；すでに国際登録簿に記録されていた場合、国際事務局はこの第 6 欄に記載された新たな表示又は翻訳を無視します)

(a) 名義人に関する表示 (特定の指定締約国により要求される場合、例えば**米国**；(i)又は(ii)のどちらかのみを表示する)：

- (i) 名義人が自然人である場合には、名義人の国籍: _____
- (ii) 名義人が法人である場合には (以下の両方を表示してください)：
 - 法人の法的性質: **Corporation** _____
 - その法律に基づいて法人が設立された国、該当する場合には当該国における地域 (州、地方など)：
Japan _____

(b) 色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示 (特定の指定締約国により要求される場合)：

(c) 標章の翻訳 (特定の指定締約国により要求される場合；ここに翻訳を表示するときは、本欄(d)のボックスにチェックしてはならない)：

- (i) 英語訳: _____
- (ii) 仏語訳: _____
- (iii) スペイン語訳: _____

(d) その文字標章が意味を持たない造語を含む (それゆえ翻訳できない) 場合、このボックスにチェックする (本欄(c)に翻訳を表示したときは、このボックスにチェックしてはならない)。

(e) 任意の標章の記述 (文字によるあらゆる標章の記述、国際出願において MM2 第 9 欄(e)(i)の記述を要求されなかった場合には基礎出願又は基礎登録に含まれる記述も含む)

7

事後指定の効力日

(このボックスのどちらにもチェックがなされない場合、事後指定日は、国際事務局へ直接提出された場合は共通規則第 24(6)(c)(i)に基づき国際事務局による受理日、官庁を通じて送付された場合は共通規則第 24(6)(c)(i),(d)に基づき、その官庁が当該事後指定を受理した日から 2 カ月以内に国際事務局によって受理されることを条件に当該官庁によって受理された日となる)

- 事後指定は、第 1 欄に示された国際登録の更新後に発効する；
- 事後指定は、第 1 欄に示された国際登録に関する以下の変更又は取消が国際登録簿に記録された後に発効する (変更を明記する)：

.....

.....

.....

8

名義人及び／又は代理人の押印又は署名

名義人

(国際登録簿に記録されている)

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して
権限があることを宣言します：

氏名 (名称) : _____

押印又は署名: _____

名義人の代理人

(国際登録簿に記録されている、又はこの様式で選任されている)

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して
権限があることを宣言します：

氏名 (名称) : _____

押印又は署名: _____

9

事後指定書を提出する名義人の締約国官庁による受理日及び宣言
(官庁を通じて事後指定書が提出される場合)

(a) 官庁による事後指定書の受理日: _____ (日/月/年)

(b) 基礎出願が登録された旨の宣言(国際登録が基礎出願に基づいており、当該事後指定が協定に拘束される締約国を指定
している場合のみ)

(i) 基礎出願の登録日: _____ (日/月/年)

(ii) 官庁の署名又は／及び押印: _____

10

事後指定の送付官庁
(該当する場合)

官庁の名称: _____

官庁を代表して公式に署名する者の氏名及び署名:

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します：

官庁における連絡先氏名及び電子メールアドレス: _____

料金計算表

(a) 当座口座からの引き落としの指示

国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)

口座名義人: _____ 口座番号: _____

この指示を与えた当事者の身元: _____

(b) 手数料の総額 (料金計算システム参照: www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp)

基礎手数料 (スイスフラン) 300.--

付加手数料:

付加手数料が適用される 指定国の数		付加手数料		付加手数料の合計	
1 _____	x	100 スイスフラン	=	100 _____	=> 100 _____

個別手数料 (スイスフラン):

指定締約国	個別手数料	指定締約国	個別手数料
Switzerland _____	450 _____	_____	_____
.....	_____	_____
.....	_____	_____
.....	_____	_____

個別手数料の合計 => 450 _____

総計 (スイスフラン) 850 _____

(c) 支払方法

支払を行う当事者の身元: **KOKUSAI Taro** _____

WIPO により受領・確認された支払 WIPO 受領番号 _____

WIPO 銀行口座への支払 支払の特定 _____ 日/月/年 _____
 IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
 Crédit Suisse, CH-1211 Geneva 70
 Swift/BIC: CRESCHZZ80A

WIPO 郵便口座への支払 支払の特定 _____ 日/月/年 _____
 (欧州域内のみ)
 IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
 Swift/BIC: POFICHBE

